

(改正後全文)

老 発 1115 第 4 号
令和 3 年 11 月 15 日

(最終改正)

老 発 0331 第 8 号
令和 4 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

老人福祉施設に係る指導監査について（通知）

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく老人福祉施設（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに限る。以下同じ。）に対する指導監査については、適正な施設運営を図るとともに、指導監査に係る事務負担を軽減し、これを効率的に実施する必要があることから、別添「老人福祉施設指導監査指針」を定めたので、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長におかれては、これを参考に指導監査を実施されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として発出するものである。

また、本通知の発出に伴い「老人福祉施設に係る指導監査について」（平成 12 年 5 月 12 日老発第 481 号）は廃止する。

別添

老人福祉施設指導監査指針

第1 目的

この指導監査指針は、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長（以下「都道府県等」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「老人福祉施設」という。）の長 に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な施設運営を図ることを目的とする。

第2 指導監査方法等

1. 指導監査の形態等

指導監査は、「一般監査」及び「特別監査」とし、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

なお、一般監査に限り、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、老人福祉施設の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

（1）一般監査

一般監査は、原則として3年に1回は、実地に全対象老人福祉施設に対し、別紙「確認項目及び確認文書」に基づき行うこととする。ただし、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ詳細を確認する必要があると認めるときは、この限りでない。

また、当該監査において問題点等を発見した場合には、原則によらず必要の都度、一般監査を行うこととする。

なお、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム、指定特定施設入居者生活介護事業所又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所である養護老人ホームに対する一般監査は、介護保険施設等指導指針（「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日老発0331第6号）別添1）に基づく指導と併せて行うことができる。

（2）特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

ア. 施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由が

あるとき

- イ. 最低基準違反があると疑うに足る理由があるとき
- ウ. 高齢者虐待の疑いがあるとき
- エ. 一般監査によっても是正の改善がみられないとき
- オ. 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

2. 指導監査計画等

(1) 一般監査

老人福祉施設に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するものとする。

なお、その際には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する一般監査及び介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定による保険給付に関する文書の提出等及び第24条の規定による介護給付等に関する帳簿書類の提示等及びそれに基づく措置として、介護保険施設及び事業者に対して行う保険給付及び予防給付に係る施設介護サービス費等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求に関する指導を行う場合に、その対象となる施設等が同一所在地や近隣に所在する場合は、自治体の担当部署間で調整を行い、施設を運営する法人の状況を踏まえ同日又は連続した日程で全体の実施計画を策定するよう検討すること。

(2) 特別監査

不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題及び高齢者虐待の疑いを有する老人福祉施設を対象に随時適切に実施するものとする。

3. 指導監査の実施通知

都道府県等は、指導監査の対象となる老人福祉施設を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該老人福祉施設の長に通知するものとする。

なお、特別監査については、あらかじめ通知したのでは当該施設の状況を確認することができないと認められる場合は、監査開始時に通知する。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

第3 指導監査後の措置

1. 指導監査結果の通知

指導監査の結果については、改善を要すると認められた事項について講評を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

2. 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、改善報告の提出を求めるものとする。

3. 改善命令等

上記1の通知の事項について、改善の措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、老人福祉法第19条の規定により改善命令等所要の措置を講ずるものとする。

4. 改善状況の確認

上記1の改善を要すると認められた事項については、必要の都度、一般監査を実施し、確認するものとする。

第4 その他

都道府県等は、指導監査の状況について、別に定めることにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告を行うものとする。